

4. 公立ホールの舞台技術部門に関わる分野

(1) ホール付きの舞台技術者

公立ホール付きの舞台技術者というのは、必ずしも、設置した公共団体の職員ばかりではなく、大きくは3通りのケースが考えられる。

第1に、施設を設置した地方公共団体の職員である場合。(第1セクター)

第2に、地方自治法244条の規定によって、その管理運営を受託することのできる団体の職員である場合。(第3セクター)

2の場合、全ての職員がその団体の職員、つまりプロパー職員ではなく、一部は設置した自治体からの出向職員であるという場合も多い。

基本的には継続してホールの管理運営を行うプロパー職員と、定期的に異動を行う出向職員と、どのように役割分担ができるかということが、重要な課題であり、現場の舞台技術部門と公共団体の文化施策部門が理解しあえる体制の構築が必要である。

第3に、民間の舞台技術会社のスタッフを常駐させて、ホールの舞台技術に関する業務を委託するという形態がある。

(2) 制作・上演に関わる舞台技術者

貸館事業の比重が大きい公立ホールでは、実際にホールが利用される場合、ホールを借りた団体あるいは団体が依頼した舞台技術者が、ホールの施設・設備・備品を使用することが一般的である。

ホールの自主制作事業においては、制作・上演に関する業務を、ホール付きの舞台技術者が行うケースもあるが、これまでは制作自体を外部に委託して、外部の舞台技術者が行う場合が多い。

これら舞台作品や催しを行う団体の舞台技術者も多様である。例えば、プランニングと、実際の制作や上演時の仕込み、上演時の操作とで分担が行われることが一般的である。さらにそれぞれの業務を行う舞台技術者は、創造団体に直接所属しているのではなく、外部に委託されていることも少なくない。全国を巡るようなツアーでは、上演に関わる舞台技術者を、上演地によって違う会社に委託するというも行われる。

また、特殊な機器を使用する場合には、舞台技術部門を委託された会社などが、さらに特殊な機器や備品の製作・調整・運用を専門会社に委託するというも行われる。

このように多様な制作・上演形態によって、様々な技術を持った舞台技術者を集め、統括していき、ホールの技術部門の窓口となるのは舞台監督の重要な役割となる。

(3) その他

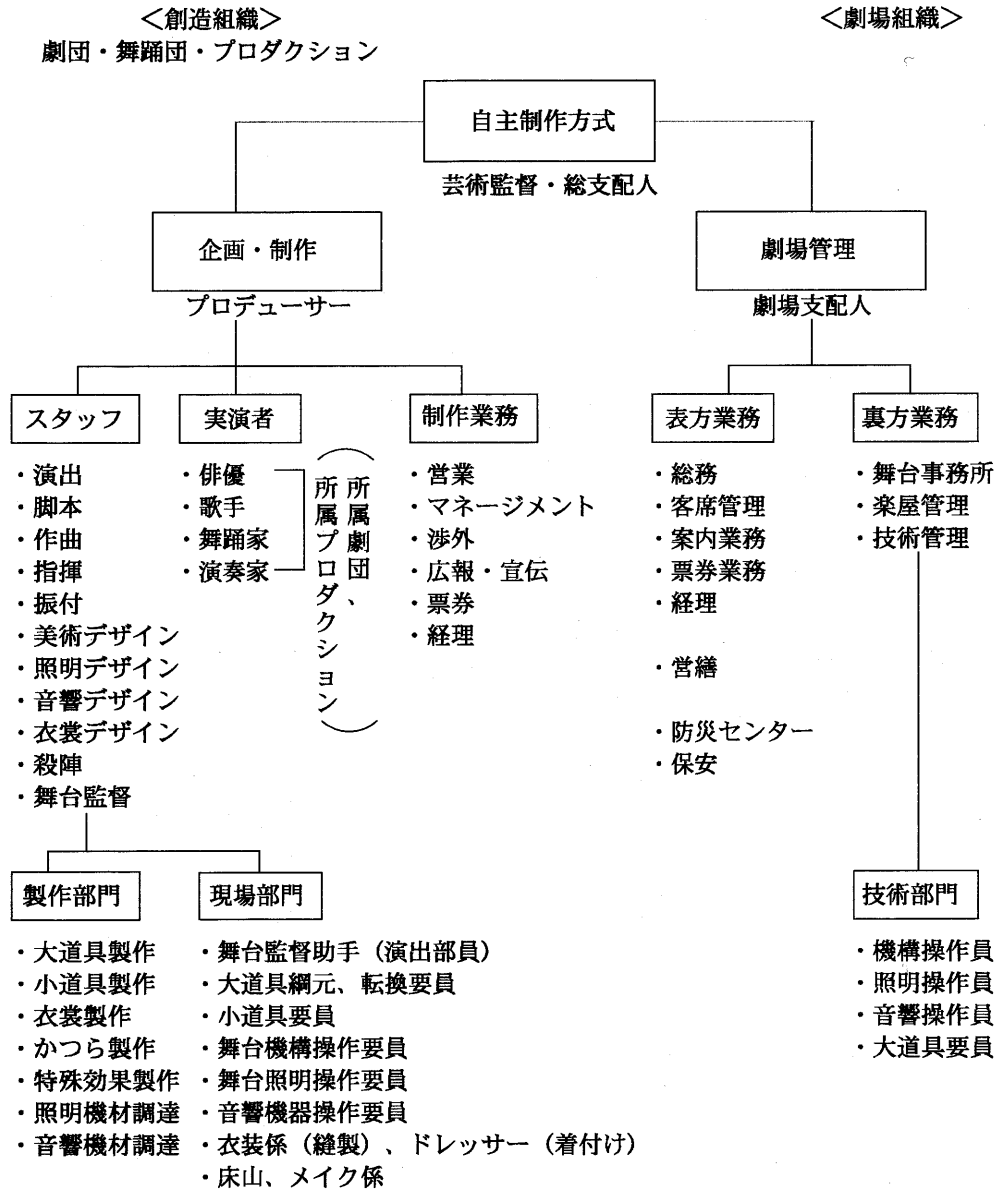
その他に、ホールの舞台技術部門に関わりが深い業種として、舞台設備や機材のメーカーがあげられる。

日常的な維持管理業務のうち、舞台設備や機材の保守点検は、メーカー等の技術者が関わるのが一般的である。

ホールの機能に関わる点として、舞台設備のメーカーにより、演出表現の自由さと安全の確保という面での考え方にも差があることがあげられる。例えば、安全性を重視し、舞台設備が物理的に安全な状況を確認できなければ動かないようにする装置を組み込めば、操作性が悪くなり、演出の自由度も制約することがある。逆に、操作する技術者が安全確保を行うことを期待し、演出の可能性を優先した場合には、操作を誤れば人身事故のおそれがある。

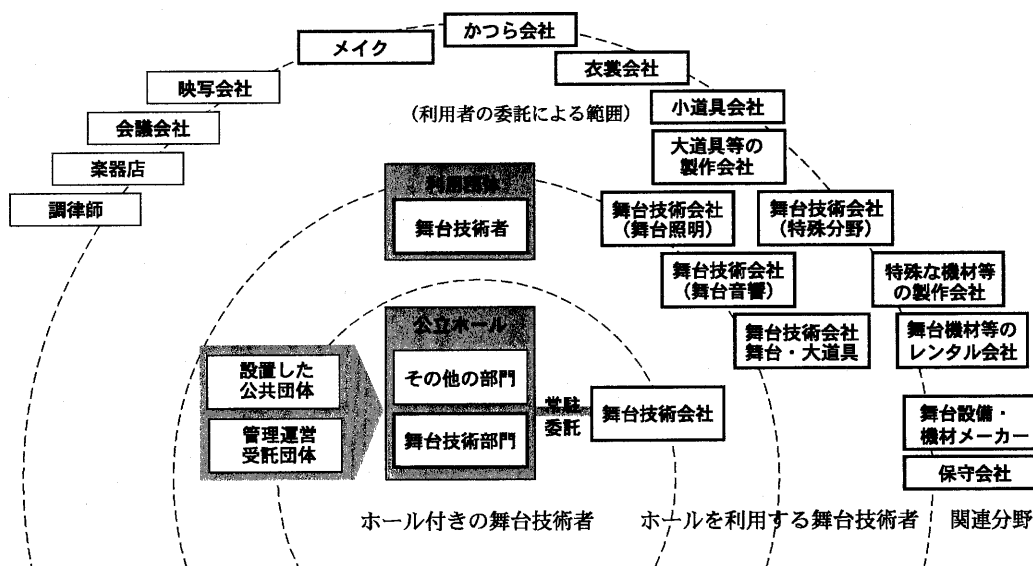
このように、安全性の確保と演出の可能性という、時には相反することもある要素は、現実の舞台技術業務にとって重要な課題である。

図-1 劇場の機能組織図例



大野晃「創造組織と管理組織の関係図」

図-2 公立ホールの技術部門を取り巻く主要要素



5. 舞台における作業の流れ

「ホール付き」の舞台技術者と、利用団体の舞台技術者が分離している状況を前提とした、公立ホールでの一般的な舞台技術者の主要な業務には、以下のようなものがあげられる。

(1) 維持管理業務（メンテナンス業務）

日常の機材類の維持管理は、ホール付きの舞台技術者が行う。機材の数量等の管理、破損状況のチェック、舞台照明機材の球切れ、操作機材の調整等を行う。

舞台設備に不具合があった場合には、設備の設置メーカー、あるいは保守業者が保守点検を行うことが一般的である。

また、このメーカー、あるいは保守業者は、定期的に点検を行い消耗部品の取り替え、舞台設備自体の調整等を行う。ホール付きの舞台技術者は、日常での点検を主に行うことになる。